

第61号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部改正等概要

1 改正理由

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正にあわせて本区条例における補償内容等の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 介護補償の限度額を政令に定める介護補償の限度額に準じて改正する。
(第11条関係)

- ア 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
165,150円 → 166,950円
- イ 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
70,790円 → 72,990円
- ウ 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
82,580円 → 83,480円
- エ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
35,400円 → 36,500円

(2) 付則第4条第5項および第6項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

3 新旧対象表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで（省略）</p> <p>第5条 傷病補償年金、障害補償年金または遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る第3条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、学校医等の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢）に応じ委員会が最低限度額として定める額に満たないときまたは最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。</p> <p>2 前項の委員会が定める額は、国家公務員災害補償法第4条の4第1項の規定により人事院が定める額を考慮して定めるものとする。</p> <p>第6条から第10条まで（省略）</p> <p>（介護補償）</p> <p>第11条 （第1項省略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護を要する費</p>	<p>○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで（省略）</p> <p>第5条 傷病補償年金、障害補償年金または遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る第4条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、学校医等の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢）に応じ委員会が最低限度額として定める額に満たないときまたは最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。</p> <p>2 前項の委員会が定める額は、国家公務員災害補償法第4条の4第1項の規定により人事院が定める額を考慮して定めるものとする。</p> <p>第6条から第10条まで（省略）</p> <p>（介護補償）</p> <p>第11条 （第1項省略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護を要する費</p>

新	旧
<p>用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。 その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万6,950円</u>を超えるときは、<u>16万6,950円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万2,990円</u>以下である場合に限る。）。 <u>7万2,990円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万3,480円</u>を超えるときは、<u>8万3,480円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>3万6,500円</u>以下であるときに限る。）。 <u>3万6,500円</u></p>	<p>用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。 その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万5,150円</u>を超えるときは、<u>16万5,150円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万790円</u>以下である場合に限る。）。 <u>7万790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万2,580円</u>を超えるときは、<u>8万2,580円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>3万5,400円</u>以下であるときに限る。）。 <u>3万5,400円</u></p>
<p>第12条から第29条まで（省略）</p>	<p>第12条から第29条まで（省略）</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条から第3条まで（省略）</p>	<p>第1条から第3条まで（省略）</p>
<p>（障害補償年金前払一時金）</p>	<p>（障害補償年金前払一時金）</p>
<p>第4条 （第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じ</p>	<p>第4条 （第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じ</p>

新	旧
<p>た日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、<u>災害発生日における法定利率に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）</u>を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>災害発生日における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）</u>を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>第5条から第9条まで（省略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、<u>公布の日から施行し、この条例による改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。</u></p>	<p>た日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、<u>100分の5に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）</u>を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）</u>を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>第5条から第9条まで（省略）</p>

新	旧
<p>(経過措置)</p> <p><u>2 改正後の条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これに相当する改正後の条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。</u></p>	